

協会けんぽ 月刊 みやぎ

1. 健診は受けた後の行動が大切です

健診は、様々な病気の早期発見・早期治療はもちろん、病気そのものを予防することを目的に行われています。
日々の健康づくりを忘れずに、健康相談（特定保健指導）や医療機関を受診して健康な身体を保ちましょう。

健診結果をチェック！

生活習慣の改善が必要な方は

健康相談（特定保健指導）

健診結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクのある方を対象に、保健師・管理栄養士が寄り添ってサポートします！



詳細につきましては、
協会けんぽのホームページを
ご確認ください。

詳しくは
こちら▶



「要治療」「要精密検査」の方は

医療機関への受診

生活習慣病は**自覚症状がない**まま徐々に進行するため、治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患等が発症する危険度が高くなります。



治療が必要と判定された場合は、放置せずに医療機関への**早期受診**をお願いします。

健診を受診された**すべての方へ** 日々の健康づくりも忘れずに！

健康な身体を維持するために意識したい**3つ**のこと！

① 適度な運動



② バランスの良い食生活



③ 禁煙



【お問い合わせ先】：協会けんぽ宮城支部 保健グループ TEL 022-714-6850

※音声ガイダンス「2」をご選択ください



ベガルタ仙台とコラボした
健康動画が一般公開されました！



血圧編



脂質編



代謝編



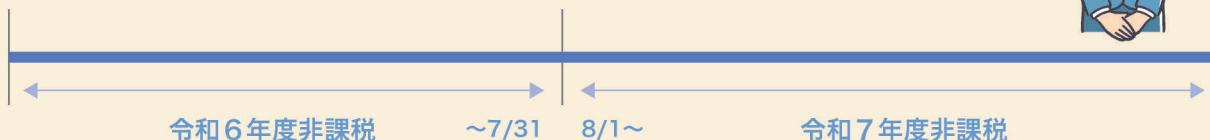
2.

〈限度額適用認定証〉〈限度額適用・標準負担額減額認定証〉をご利用の方へ

認定証の有効期限に要注意！

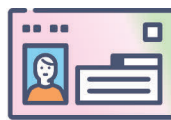
認定証の有効期限は発行から最長1年となっており、自動で更新されません。
有効期限後も認定証が必要な場合は、改めて「**限度額適用認定申請書**」にてご申請が必要です。

また令和6年度の市区町村税が非課税の方に対し発行している
限度額適用・標準負担額減額認定証の期限は今年の7月までです。
令和7年度の市区町村税が非課税であり、8/1以降もご利用の方は
「**限度額適用・標準負担額減額認定申請書**」にてご申請ください。



マイナ保険証をご利用いただくと医療
機関の窓口で限度額が確認でき、申請
は不要になります。

※住民税が非課税の方はご申請が必要です。



マイナ保険証を
ぜひお使いください！



詳しくはこちらの
ページをチェック

3.

協会けんぽHPの活用方法！申請書の「記入の注意点」をご活用ください！！

申請に必要な
書類は
何だった
かな…

申請書の
書き方が
よく分から
ない…

そもそも
申請書は
どこで印刷する
のかな？

そのお悩み、「記入の注意点」で解決できます！

- 申請書の記入の誤りが多い箇所
 - 各種制度のご案内
 - 状況に合わせて必要な添付書類
 - 申請書の提出先について
- についても、ポイントを押さえて解説をしております。
また各種申請書も印刷が可能ですので、ぜひご活用ください。
※一部掲載のない申請書もございます

【お問い合わせ先】：協会けんぽ宮城支部 業務グループ TEL 022-714-6850 ※音声ガイダンス「1」をご選択ください

限度額適用認定申請書の記入の注意点

記入漏れの場合、申請書をお返しすることがあります。
記入漏れのないよう、ご作成をお願いします。

療養を受ける方が
「**家族(被扶養者)**
枝番が00以外」
の場合

※枝番記載不要

●記号番号の欄に
記載された記号番号
●被保険者の情報
●認定対象者情報
被扶養者の情報
上記のとおりご記入ください。

ご自宅以外の送付先への発送を
希望する場合のみご記入ください。

こちらのページを
チェック▼



＼協会けんぽ宮城支部LINE公式アカウント／



二次元
コード
から追加！



全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

〒980-8561 仙台市青葉区中央4-4-19 アーバンネット仙台中央ビル14階
☎ 022-714-6850 (代表)

協会けんぽ 宮城

検索